

子どもが体調を崩したとき 学校の出席ってどうなるんだっけ？



↓
学校に連絡を！

子どもに発熱等かぜ症状がみられる場合

発熱（37.5℃前後／普段の体温より1℃以上高い場合）・咳・のどの痛み・鼻水・息苦しさ・だるさ・頭痛・下痢などの症状がある場合や、におい・味がしない等、平常と異なる体調の全てが本項目に該当します。

① 医療機関を受診した場合

症状の出た日から、医療機関を受診し、担当医・かかりつけ医から登校可能との指示が出るまでの間、出席停止となります。

② 医療機関を受診しなかった場合

やむを得ず、医療機関を受診できなかった場合については、以下の通りとなります。

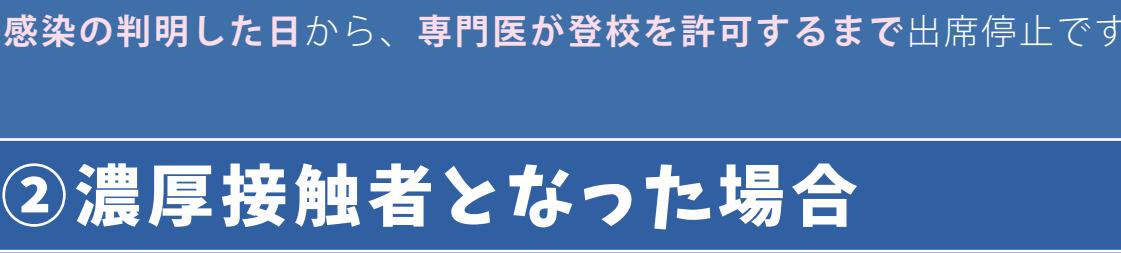
解熱剤なしで熱が下がった場合

午前中に解熱した場合は、その日を解熱0日目とし、午後に解熱した場合は、その翌日を解熱0日目とする。



解熱剤服用で熱が下がった場合

解熱した日の翌日を、解熱0日目とする。



子どもが、新型コロナに感染が判明または濃厚接触者に認定された場合

① 感染した場合

感染の判明した日から、専門医が登校を許可するまで出席停止です。

② 濃厚接触者となった場合

濃厚接触者と認定された日から、保健所に指示された期間まで出席停止です。（目安は2週間です）

同居のご家族が濃厚接触者に認定または、検査を受けることになった場合

① 家族が濃厚接触者の場合

濃厚接触者と認定された日から、陰性が確定した日まで出席停止です。

② PCR検査・抗原検査を受ける場合

PCR検査や抗原検査を受けることが決まった日から、陰性が確定した日まで出席停止です。

検査結果が陽性の場合

同居家族に1人でも風邪の症状や発熱が続く等、病院や「新型コロナ受診相談センター」に相談すべき症状が見られる場合

同居家族のどなたか1人でも、かぜの症状や発熱が続く等、かかりつけ医又は「新型コロナ受診相談センター」に相談すべき症状が見られる場合には、必ず学校へ連絡をいただき、登校を控えて休養させるようお願いします。この場合も「出席停止」として扱います。

◎次のいずれかに該当する場合には、すぐに相談してください。（これらに該当しない場合の相談も可能です）

○息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等のいずれか強い症状がある場合

○重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽いかぜの症状がある場合

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方や、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

○上記以外の方で発熱や咳など比較的軽いかぜの症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です）

◎相談は、新型コロナ受診相談センターの他、区保健福祉センターでも相談を受け付けていますのでご活用ください。

どうすべきか分からぬ時は、学校に問い合わせましょう。 ☎06-6371-2047